

「医療費のお知らせ」を送付します

「医療費のお知らせ」は、組合員と共済組合が医療機関等に支払った医療費の額等をお知らせするとともに、受診した覚えの無い医療機関等からの請求が記載されていないか、請求内容が間違っていないかを領収書等でチェックしていただくために、年1回発行しています。

相違点や不明点がありましたら、共済組合までお問い合わせください。

- **対象診療期間**：令和5年12月から令和6年10月受診分
- **対 象 者**：令和7年1月1日現在で資格を有している組合員とその被扶養者で、対象診療期間中に組合員証等を提示して診療等を受けた者
- **送 付 時 期**：令和7年2月上旬頃
- **問い合わせ先**：公立学校共済組合石川支部 管理係
TEL 076-225-1848

注：「医療費のお知らせ」を確定申告（医療費控除）に使用する場合、令和6年11月・12月分の診療分の医療費は記載されませんので、国税庁が別途定める方法により確定申告を行う必要があります。

ジェネリック医薬品で医療費の節約を！

● ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品の特許期間が切れた後に、それと同じ有効成分で製造・販売される医薬品をいい、国が、有効性、安全性及び品質について厳格な審査を行ったうえで、製造販売の承認をしている薬です。先発医薬品に比べて開発費用が大幅に抑えられることから、安い価格で提供されています。（先発医薬品と比べて3割～5割ほど安価）

● 医療費が安くなります

低価格のジェネリック医薬品を使用することにより、薬にかかる個人負担が軽くなります。

● ジェネリック医薬品への切替え方法

ジェネリック医薬品の使用には、医療機関の医師による処方箋が必要です。切替えを希望される方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

〈ジェネリック医薬品の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください〉

ホーム ⇒ 政策について ⇒ 分野別の政策一覧 ⇒ 健康・医療 ⇒ 医療
・施策情報「後発医薬品の使用促進について」

<https://www.mhlw.go.jp>

